

今後の審議予定について

1. 主な審議予定事項

(1) 大津市の古都指定について

歴史的風土保存区域の指定について（古都法第4条）

歴史的風土保存計画の決定について（古都法第5条）

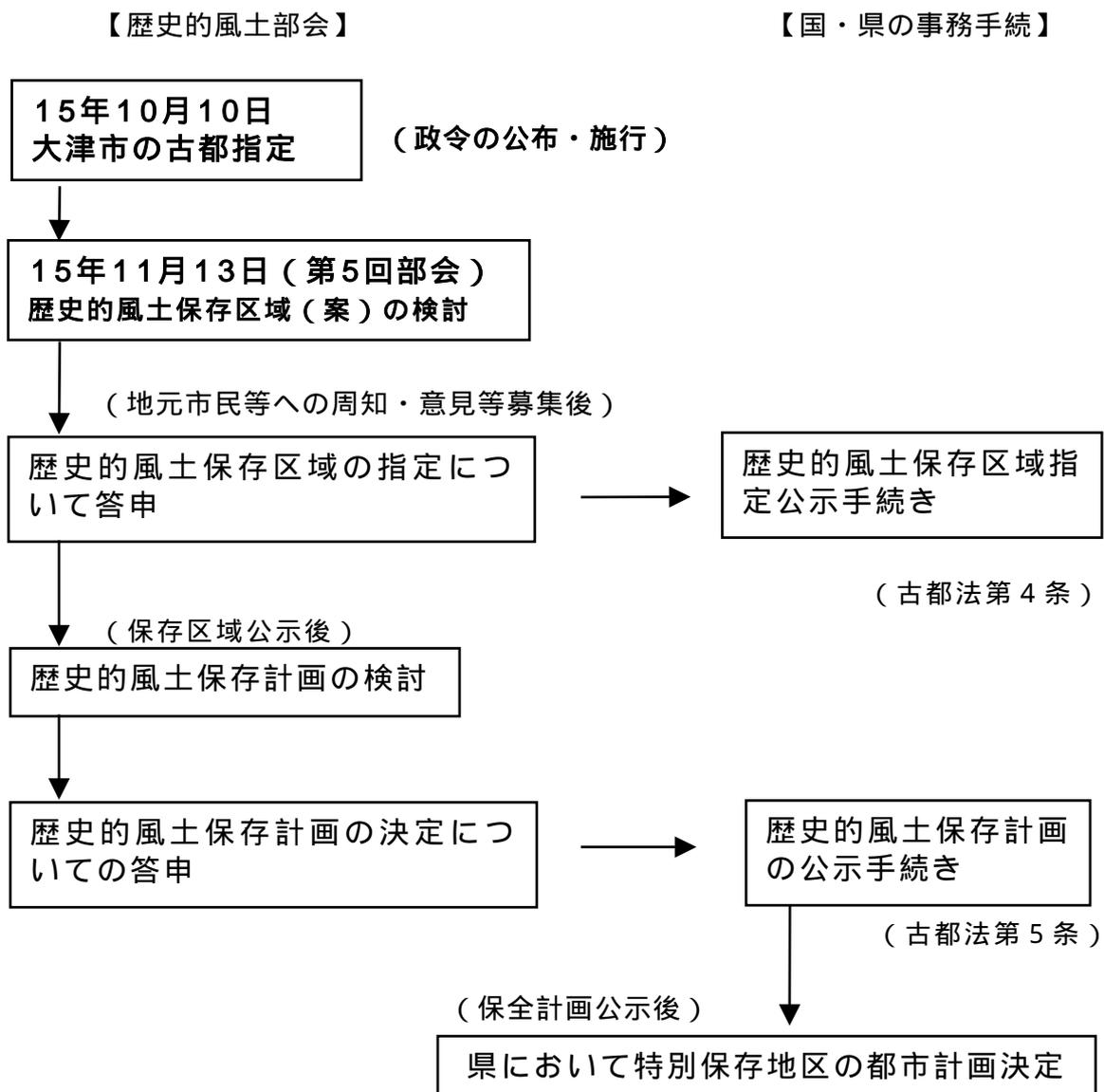
(2) 明日香村における歴史的風土の創造的活用について

(3) 古都保存行政の理念の全国展開について

（歴史的・文化的資産の保存・活用による地域の活性化）

2. スケジュール

（大津市の古都指定関係）



(明日香村における歴史的風土の創造的活用について)

「今後の古都における歴史的風土の保存のあり方について」(抜粋)

(平成10年3月19日歴史的風土審議会意見具申)

4. 当面取り組むべき課題

(6) 明日香村における歴史的風土の保存と活性化について

明日香村の貴重な歴史的風土の保存と住民生活の安定向上及び地域の活性化との調和を図るため、今後とも国家的見地から施策を講じていく必要がある。

その際、明日香村の目指すべき将来像について、地元住民を含め広範な合意形成が必要である。

その上で、将来像の実現に向けて、明日香村整備計画、明日香村整備基金など各々の施策・事業の果たすべき役割について、全体の枠組みの中で財源措置のあり方を含め改めて検討すべきである。

検討の内容(案)

明日香村整備計画の進捗状況等

創造的活用を図る上での課題の抽出

創造的活用を図るための施策の展開方策

検討の進め方(案)

専門の小委員会を設置

（古都保存行政の理念の全国展開について）

（歴史的・文化的資産の保存・活用による地域の活性化）

「今後の古都における歴史的風土の保存のあり方について」（抜粋）

（平成10年3月19日歴史的風土審議会意見具申）

3. 今後の古都保存行政に求められるもの

（1）古都保存行政の理念の全国展開

古都における歴史的風土は、日本人の心のよりどころとなる、過去の歴史を伝える国民的な歴史的・文化的資産として、将来にわたり保存が図られるべきものである。また、古都以外の都市における歴史的・文化的資産についても、古都同様に国民共有の遺産として保存、継承が図られるべきである。

このため、現行の古都においては、古都保存法の基本的枠組みを保持し、今後とも歴史的風土の保存を図るとともに、古都で培われた歴史的風土の保存の理念と枠組みを、古都の範囲に限られることなく、広く全国に展開する等、その方策を検討する必要がある。

特に、現在は開発により歴史的風土が失われる恐れがなくても、未然に開発を防止し、適切な保存を図る観点からは、大津市、平泉町など、古都以外でも国として保存すべき歴史的風土が認められる可能性のある市町村について、今後の遺跡発掘状況や地元市町村の意向に配慮しつつ、新たな古都指定について引き続き検討する必要がある。

また、必ずしも古都保存法の対象都市ではなくても、現行制度の枠組みの中で、緑地保全地区、風致地区、美観地区等の既存制度を活用することにより、歴史的風土や歴史的・文化的資産の保存、継承を積極的に推進することが可能であり、これらの施策の適用とともに、歴史的・文化的資産を保全・活用する都市公園事業、歴史的まちなみの整備保全に資する街路事業等、必要な関連事業の実施を進めるべきである。

さらに、地域的な広がりという観点からは古都としての位置づけが困難であっても、国家的見地から保存すべき歴史的・文化的資産については、文化財保護行政との連携と併せて、周辺地域も含め、より一層の保存・活用対策の検討も必要である。

検討の内容（案）

古都以外の地域における歴史的風土の保存・活用の状況、法制度の把握

歴史的風土を活用したまちづくり、地域づくりのあり方

に係る推進方策の検討

検討の進め方（案）

専門の小委員会を設置